

千葉県育英資金支給条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月17日

千葉県教育委員会教育長 磯野和美

千葉県教育委員会規則第5号

千葉県育英資金支給条例施行規則の一部を改正する規則

千葉県育英資金支給条例施行規則（昭和37年千葉県教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第3条第2号中「84,000円」を「110,100円」に改める。

第4条第2号中「3,000円」を「825円」に改める。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。